

第22回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

第22期

[2022年4月1日から2023年3月31日まで]

- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

株式会社ユビキタスAI

会計監査人及び監査役の監査を受けた本開示書類は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ubiquitous-ai.com/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供するものであります。

【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 1社
 - ・主要な連結子会社の名称 株式会社エイム
- ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更
該当事項はありません。
- ② 持分法の適用の範囲の変更
該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ・その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ・棚卸資産
 - 仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物 6～18年
 - 工具、器具及び備品 4～15年
 - ・無形固定資産
 - 市場販売目的のソフトウェア 見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。
 - 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 退職給付に係る負債の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。
 - イ. ソフトウェア使用許諾
 - 当社グループのソフトウェア製品を顧客に使用許諾して対価を得るもので、契約時一時金、ランニングロイヤルティ及びサブスクリプションに区分されます。
 - ・契約時一時金
 - ソフトウェアプロダクト事業及びソフトウェアディストリビューション事業において、ソフトウェア製品のソースコード又はオブジェクトコードを顧客に使用許諾する対価として収受するものであります。
 - ・ランニングロイヤルティ
 - 顧客が当社グループのソフトウェア製品を複製してデバイスに組み込んで販売する際に、複製本数に応じ

て收受する対価であります。

- ・サブスクリプション

ディストリビューション事業の取扱ソフトウェア製品について、一定期間ごとに一定の対価（利用料）で顧客に提供するものであります。主に、品質向上支援ツールや車載機器開発・テストツールといった開発ツール系の製品群をこの形態で提供しています。

上記いずれの区分においても、ソフトウェア製品を顧客に使用許諾する業務を履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

- ロ．ソフトウェア受託開発

当社グループにおいて顧客の求めに応じて、当社のソフトウェア製品を特定のプラットフォームに移植したり、カスタム対応をしたりする対価として收受するものであります。その後のソフトウェア使用許諾などの売上高につなげるべく、当社製品の評価版の提供としての位置付けで行うものであります。また、ソフトウェアサービス事業においては、顧客製品に係るソフトウェア受託開発も行っております。

ソフトウェア製品の移植やカスタマイズを履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

- ハ．サポート

当社グループにおいて、ソフトウェア製品を使用許諾した顧客に対する技術サポートへの対価として收受するものであります。納品後一定期間に限って提供する初期サポートや年単位で開発工数を提供する年間サポートなどがあります。

技術サポートを履行義務としており、契約期間を履行義務の充足期間として均等に収益を認識しております。

なお、上記いずれの取引においても、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ・グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

- ・グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度の期首から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

株式会社ユビキタスA Iの固定資産の減損損失の認識の判定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 77,525千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ・算出方法

当社グループは、事業セグメントを基礎とした資産のグルーピングを行っております。減損の兆候がある資産又は資産グループについては、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しています。当社は、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、共用資産を含むより大きな単位において減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について判定を行いました。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ることから、減損損失は認識しておりません。

- ・主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画に基づいておりますが、当該事業の

計画は、半導体サプライチェーンの混乱等を考慮し、翌期以降の売上予測等を総合的に検討し作成しております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、割引前将来キャッシュ・フローが大幅に減少すると予測した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 49,168千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,459,000株	一株	一株	10,459,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、外貨建の営業債権は、為替リスクにさらされております。

有価証券は、合同運用金銭信託及び売掛債権信託受益権であり、投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、それぞれ発行体の信用リスク及び価格の変動リスクにさらされております。

差入保証金は、本社等の貸借に関するもので、貸主の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。また、未払金、未払法人税等、未払消費税等についても、1年以内の支払期日です。

買掛金や未払金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクは僅少であると認識しております。

・市場リスク（価格の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券について、定期的に発行体から財務状況、信用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建の債権については、その金額が僅少であるためヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収還付法人税等」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」ならびに「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額投資有価証券79,168千円）は次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 有価証券	400,000	400,000	—
② 投資有価証券 その他有価証券	267,724	267,724	—
③ 差入保証金	105,726	105,726	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	400,000	—	400,000
投資有価証券 その他有価証券	267,724	—	—	267,724
差入保証金	—	105,726	—	105,726

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

短期的な資金運用として保有している金銭信託等であり、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、信用リスクが僅少であると認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券	400,000	—	—	—

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	ソフトウェア プロダクト	ソフトウェア ディストリ ビューション	ソフトウェア サービス	計		
一時点で移転される財	589,617	832,540	177,334	1,599,491	—	1,599,491
一定の期間にわたり 移転される財	29,726	174,307	134,764	338,797	—	338,797
顧客との契約から 生じる収益	619,344	1,006,846	312,098	1,938,288	—	1,938,288
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	619,344	1,006,846	312,098	1,938,288	—	1,938,288

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	652,064	636,051
契約負債	97,102	95,239

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は97,102千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 220円86銭
(2) 1株当たり当期純損失 14円17銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年3月1日開催の取締役会において、株式会社ライトストーンの発行済株式の全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、同日に株式譲渡契約を締結、2023年4月1日に株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ライトストーン

事業の内容 科学技術系ソフトウェアの輸入販売及び日本語化等

②企業結合を行った主な理由

株式会社ライトストーンが取り扱う研究開発に必要なソフトウェアが新たなポートフォリオとして加わることによる売上の拡大に加え、一部製品のクロスセルなどによる新たな収益獲得機会を実現するため。

③企業結合日

2023年4月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手先との守秘義務により、非開示としております。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

相手先との守秘義務により、非開示としております。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	
	定額法によっております。
	なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
	建物 6～15年
	工具、器具及び備品 4～15年
無形固定資産	
市場販売目的のソフトウェア	見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。
自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金	
	従業員の退職給付に備えるため、事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

イ. ソフトウェア使用許諾

当社のソフトウェア製品を顧客に使用許諾して対価を得るもので、契約時一時金、ランニングロイヤルティ及びサブスクリプションに区分されます。

・ 契約時一時金

ソフトウェアプロダクト事業及びソフトウェアディストリビューション事業において、ソフトウェア製品のソースコード又はオブジェクトコードを顧客に使用許諾する対価として収受するものであります。

・ ランニングロイヤルティ

顧客が当社のソフトウェア製品を複製してデバイスに組み込んで販売する際に、複製本数に応じて収受する対価であります。

・ サブスクリプション

ディストリビューション事業の取扱ソフトウェア製品について、一定期間ごとに一定の対価（利用料）で顧客に提供するものであります。主に、品質向上支援ツールや車載機器開発・テストツールといった開発ツール系の製品群をこの形態で提供しています。

上記いずれの区分においても、ソフトウェア製品を顧客に使用許諾する業務を履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ロ. ソフトウェア受託開発

当社において顧客の求めに応じて、当社のソフトウェア製品を特定のプラットフォームに移植したり、カスタム対応をしたりする対価として収受するものであります。その後のソフトウェア使用許諾などの売上高につなげるべく、当社製品の評価版の提供としての位置付けで行うものであります。

ソフトウェア製品の移植やカスタマイズを履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ハ. サポート

当社において、ソフトウェア製品を使用許諾した顧客に対する技術サポートへの対価として収受するもの

であります。納品後一定期間に限って提供する初期サポートや年単位で開発工数を提供する年間サポートなどがあります。

技術サポートを履行義務としており、契約期間を履行義務の充足期間として均等に収益を認識しております。

なお、上記いずれの取引においても、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失の認識の判定

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形固定資産 77,525千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 44,856千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| 短期金銭債権 | 10,493千円 |
| 短期金銭債務 | 4,758千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,433千円
仕入高・外注費	9,695千円
販売費及び一般管理費	20,020千円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	58,800千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	117株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	33,120千円
商品評価損	9,969
未払事業税	3,016
退職給付引当金	11,196
減価償却費	6,108
資産除去債務	4,234
繰越欠損金	276,594
その他	6,367
繰延税金資産小計	350,603
評価性引当額	△348,508
繰延税金資産合計	2,096
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△64,773
その他	△5,782
繰延税金負債合計	△70,555
繰延税金負債の純額	△68,459

(2) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度の期首から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 エイム	所有直接100%	役員の兼任	配当金の受取	58,800	—	—

(注) 配当金の受取については、業績動向を勘案して、合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	270円67銭
(2) 1株当たり当期純損失	7円11銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。